

短期入所療養介護
介護予防短期入所療養介護
運 営 規 程

社会医療法人 松本快生会
介護老人保健施設 大和田の里

「短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護運営規定」

（事業の目的）

第1条 社会医療法人松本快生会が設置する介護老人保健施設大和田の里（以下「施設」という。）において実施する短期入所療養介護サービスおよび介護予防短期入所療養介護サービスの適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、医師、看護職員、介護職員、管理栄養士、薬剤師、理学療法士（又は作業療法士）等が、要介護状態又は要支援状態の利用者に対し、適切な短期入所療養介護サービスおよび介護予防短期入所療養介護サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条

- 1 施設は、利用者が要支援・要介護状態等となった場合においても、心身の状況、病歴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図るものとする。
- 3 前2項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（施設の名称等）

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会医療法人松本快生会 介護老人保健施設 大和田の里
- (2) 所在地 奈良県奈良市丸山二丁目1220-163

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 施設における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、施設の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - (2) 医師 1名以上
利用者の健康管理及び医療の処置に適切なる処置を講ずる
 - (3) 理学療法士（又は作業療法士又は言語聴覚士） 2名以上
医師や看護師と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、利用者に対する理学療法（又は作業療法又は言語療法）業務を行う。
 - (4) 看護職員 4名以上
医師の指示に基づき、利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
 - (5) 介護職員 25名以上
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 支援相談員 2名以上
利用者及び家族からの相談指導業務を行う。
- (7) 管理栄養士 1名以上

- 利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事指導業務を行う。
- (8) 薬剤師 0. 3名以上
利用者の薬剤管理、薬剤管理指導業務を行う。
 - (9) 介護支援専門員 1名以上
利用者の施設サービス計画の作成に関する業務を行う。
 - (10) 事務職員 3名以上
事務全般の処理を行う。

(短期入所療養介護サービス・介護予防短期入所療養介護サービスの内容)

第5条 短期入所療養介護サービス・介護予防短期入所療養介護サービスの内容は、次の通りとする。

- (1) 短期入所療養介護計画・介護予防短期入所療養介護計画の作成
- (2) 療養上必要な事項についての指導及び説明
- (3) 機能訓練
- (4) 入浴・排泄・食事等介護及び日常生活上のお世話
- (5) レクリエーション等
- (6) 送迎

(利用料等)

第6条

- 1 短期入所療養介護サービスおよび介護予防短期入所療養介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当該短期入所療養介護サービスおよび介護予防短期入所療養介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の支払を受けるものとする。
- 2 厚生労働大臣が定める基準に基づき、利用者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用については、別表1の額を徴収する。
- 3 食材料費については、別表1の額を徴収する。
- 4 理美容代については、別表1の額を徴収する。
- 5 日常生活費及び教養娯楽費については、別表1の額を徴収する。
- 6 利用料の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 7 サービス提供にあたっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の送迎の実施地域)

第7条 通常の送迎の実施地域は、奈良市、生駒市、大和郡山市とする。

(衛生管理等)

第8条

- 1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。
- 2 当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。

(施設利用にあたっての留意事項)

第9条

- 1 施設は、利用者に対して職員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
- 2 職員は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - (1) 施設内の規律を守り、他の迷惑にならないようにする。
 - (2) 気分が悪くなったときは、すみやかに申し出る。
 - (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(緊急時等における対応方法)

第10条

- 1 利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。
- 2 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずることとする。
- 3 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第11条 非常災害に備えて具体的計画を立てておくとともに、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上(内1回以上は夜間を想定)の避難訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第12条

- 1 提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 施設は、提供したサービスに関し、介護保険法第23条により市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 施設は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が介護保険法176条により行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(身体拘束)

第13条

- 1 施設は、短期入所療養介護サービスおよび介護予防短期入所療養介護サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならないものとする。
- 2 緊急やむを得ない理由により、身体拘束その他入所者の行動の制限を行った場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状態、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載するものとする。

(虐待の防止等)

第14条

- 1 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(その他運営に関する留意事項)

第15条

- 1 施設は、職員の資質向上のため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても、検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年4回
- 2 職員は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 短期入所療養介護および介護予防短期入所療養介護に関する記録を整備し、短期入所療養介護および介護予防短期入所療養介護完了の日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会医療法人松本快生会と当施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する
平成25年10月1日から一部改訂する。
平成27年4月1日から一部改訂する。
平成31年4月1日から一部改訂する。
令和6年11月1日から一部改訂する

別表1

第6条に掲げる額
滞在費

対象者	居住費（居住の種類により異なる）		
	4床部屋	従来型個室	ユニット型個室
利用者負担 [第1段階]	0円/日	550円/日	880円/日
利用者負担 [第2段階]	430円/日	550円/日	880円/日
利用者負担 [第3段階①]	430円/日	1,370円/日	1,370円/日
利用者負担 [第3段階②]	430円/日	1,370円/日	1,370円/日
利用者負担 [第4段階]	600円/日	3,100円/日	3,100円/日

理美容代（カット） 1回 2,000円
（顔剃り） 1回 600円

食費

朝食 430円
昼食 840円
夕食 730円
間食 100円

日常生活費 1日 210円

バスタオル・フェイスタオル・ティッシュペーパー・フタ付きコップ
ヘアブラシ・ウェットティッシュ・歯ブラシ・歯磨き粉
シャンプー・コンディショナー・ボディソープ
エプロン・口腔ケアブラシ・入れ歯ケース&洗浄剤

私物洗濯 1回 700円（税別）
電気使用量 1日 1台 60円（内消費税 5円）
テレビレンタル費 1日 1台 100円（内消費税 9円）
教養娯楽費 1日 210円
その他衛生材料費 実費

上記金額については、平成18年4月1日より適用とする。
平成25年10月1日より一部改訂する。
平成27年4月1日より一部改訂する。
令和元年8月1日より一部改訂する。
令和6年6月1日より一部改訂する。